よくある質問

（2024.5.9時点）

■支給届書（事前エントリー）について

Q.1　支給届書の金額と請求書の金額が異なった場合、手続きはあるか。

A.　手続きは不要です。支給届出と請求書の額が異なっていても値引きを実施した実績で請求してください。

Q.2　支給届書を提出したが、事務局から電話がない。

A.　支給届書が到達次第、事務局から到達確認の電話連絡をします。電話がない場合は、到達していない可能性がありますので、事務局へ御確認ください。土日祝日に到達した場合は直後の平日に事務局から連絡します。

■値引きの実施方法について

Q.1　基本料金、従量料金、設備料金のどれから値引きをすればよいのか。

A.　基本料金、従量料金が値引き対象です。従量料金が発生しない月は、基本料金から値引きを実施してください。設備料金の値引きは対象外とします。

Q.2　６月検針分と７月検針分のそれぞれで1,200円を値引くのでよいか。

A.　１消費者あたりの値引き上限額は1,200円となります。６月と７月の検針でそれぞれ1,200円値引くことではないので、ご注意ください(値引き額は2,400円ではありません)。

Q.3　LPガス料金（税抜）が1,200円に満たない場合、どのように値引きをすればよいか。

A.　上限が1,200円のため、1,200円未満であればその額を値引きしてください。
例）1,000円であれば1,000円を値引きして、請求額は0円としていただいてかまいません。
　この場合の支援請求額は、1,000円となります。

A.　また、６月検針分と７月検針分に分けて値引いていただくことも可能です。
例）６月　600円（検針分）－600円（値引き）＝0円（請求額）
　　７月　700円（検針分）－600円（値引き）＝100円（請求額）

Q.4　小学校のように教室単位でメーターがある場合、メーター毎に申請の対象となるのか。

A.　メーター毎ではなく、原則世帯単位、又は建物単位です。よって、小学校であれば１申請（建物単位）となります。
同一建物に、別法人がそれぞれ契約しているテナントのような場合は、建物単位でなく法人単位になります。

Q.5　集合住宅で法人等が複数の部屋を一括で契約している場合、どのように値引きすべきか。

A.　利用料金の算定元となるメーター数＝消費者数となります。部屋ごとにメーターが設置されている場合、部屋ごとに値引きが可能です。
よって、集合住宅全体で設置しているメーターが1つだけである場合、部屋ごとではなく、集合住宅全体のLPガス料金に対して値引きを実施してください。

Q.6　検針票や請求書へ値引きに関する記載が困難な場合、どのように対応すべきか。

A.　群馬県の支援金事業で値引きを行った旨と値引き額を、直接、請求書、検針伝票、領収証等に明示してください。記載方法は、システムによる記載、ゴム印及びボールペンによる方法も可です。
（記載例）「群馬県の支援事業により1,200円値引きしました。」

Q.7　システム上、税抜の利用料金から値引きすることができない。税込の利用料金から値引きをすることはできるか。

A.　その場合に限り、税込の利用料金からの値引きを可能とします。ただし、その旨を事務局へ通知してください。
例）2,750円（税込）－ 支援金1,320円※ ＝ 値引後請求額 1,430円（税込）
　※支援金は非課税ですが、一旦消費税率と同じ％を加算し、値引き後額を算出
　※支援金は1200円となりますのでご注意ください。(募集要領のとおり)
　本来は税抜額より値引く為、以下計算式が正しくなります。
　2,500円－1,200円＝1,300円＋消費税10％＝値引後請求額 1,430円（税込）

■値引きの対象について

Q.1　群馬県外の事業所（販売店）が群馬県内の消費者にＬＰガスを供給している場合、対象となるか。

A.　対象です。

Q.2　値引きの対象となるLPガスの供給先（一般消費者）は、飲食店や商業施設も含まれるのか。

A.　含まれます。

Q.3　値引きの対象期間は令和７年６月及び７月検針分であるが、この期間中に解約した消費者も値引きの対象となるか。

A.　期間中における解約前の利用料については、値引きの対象です。なお、月の中途で県外から入居した利用者も値引き対象期間であれば対象となります。

Q.4　警察署、消防署は値引きの対象となるか。

A.　国及び地方自治体の事務を執行するための場所とみなしますので、対象外です。消防署については、消防団の詰所も同様に対象外となります。

Q.5　公立の病院、図書館は値引きの対象となるか。

A.　県民が利用できる公共施設として、値引きの対象となります。ご不明の場合は、コールセンターにお問い合わせください。

国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎等は対象外となりますが、主に県民が利用する施設は対象となります。（公民館、温泉、または、シャワー室、給湯室がある施設など）

Q.6　旧簡易ガス（ガス小売事業）は対象となるか。

A.　対象です。

■申請手続きについて

Q.1　群馬県内の消費者にＬＰガスを供給している事業者（販売店）が複数あるが、販売店ごとに申請をするのか。

A.　申請は法人ごとにお願いします。

Q.2　値引き対象者リスト（様式第4号）は、指定の様式で提出する必要があるか。

A.　事務局による値引き額（支援金額）の確認のため、なるべく指定の様式で提出をお願いいたします。指定様式での提出が難しい場合、様式第4号の内容が網羅されていれば、任意の様式でも構いません。その場合は以下の点を留意のうえ、作成してください。

・上から順に通し番号にする（左横の番号）
・市町村名の記入（例：高崎市、邑楽郡大泉町、など）
・任意の請求書が判別つくような印（例：〇印、マーカで色付け、番号を記載、など）
※なお、県内消費者が支援対象のため、市町村名の記入は必須となります。

Q.3　支援金支給申請をした後、追加で値引きを実施した。その場合、申請を変更できるか。追加分のみ新たに申請をすべきか。

A.　全ての値引きを実施してから申請してください。（1法人1回の申請でお願いします。）

Q.4　支援金振込先口座の通帳コピーは、どのページをコピーして提出すればよいか。

A.　通帳の表紙をめくった1ページ目など、以下の項目が全て記載されているページをコピーして、提出してください。

・金融機関名と金融機関コード
・支店名と支店コード
・口座種別
・口座名義とフリガナ

Q.5　当座口座では通帳の写しを添付できない。どうするのか。

A.　口座番号が確認できるものであれば、通帳の写しに限定しません。

Q.6　ハンディカムで検針している場合、検針伝票がない。根拠書類は何を提出するのか。

A.　電子データーなどがあれば、それを印刷したものを根拠書類として扱います。

Q.７　検針時期などの都合で９月１２日までの受付期間に間に合わないおそれがある。申請遅れは許容されないのか。

A.　提出期限を過ぎた場合は一切受付できません。

■その他

Q.1　支援金は申請してから、いつ頃までに振り込まれるのか。

A.　いつまでとはお約束できませんが、できる限り早く振り込みいたします。

Q.２　確定申告の方法について

A.　税務署にお問い合わせください。